

議案第277号

地下鉄運行中の事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、地下鉄運行中の事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

地下鉄運行中の事故による損害賠償額の決定について

地下鉄運行中の事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市中央区 [REDACTED] [REDACTED]	1,097,814円

2 事件の概要

- (1) 令和2年1月21日午前9時頃、交通局運輸部橋本乗務事務所所属の乗務員が、地下鉄七隈線渡辺通駅に進入中に緊急停止していた列車を手動により発車させた際、誤って非常ブレーキを作動させたため、当該列車に揺れが生じ、当該列車に乗車していた相手方 [REDACTED] 氏を負傷させ、損害を与えた。
- (2) 本市は、相手方の治療が長期にわたることが見込まれたことから、同人の治療費について、損害賠償の内払いを行った。
- (3) 令和2年6月、相手方の症状が固定したことから、本市は、同人と協議を行い、上記の損害賠償額で同意を得たものである。